

町田市立学校 施設機能別整備方針

～ともに学び、ともに育つ学び舎づくり～

本検討委員会用に一部抜粋

2021年5月  
町田市教育委員会

町田市立学校 施設機能別整備方針  
～ともに学び、ともに育つ学び舎づくり～  
目 次

第1章 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方について	
1 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方とは	1
2 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方の構成	1
第2章 町田市立学校施設整備の基本理念	
1 教育環境・生活環境づくりの基本理念	2
2 放課後活動の拠点づくりの基本理念	2
3 市民生活の拠点づくりの基本理念	2
第3章 町田市立学校施設整備の基本方針	
1 学校用地の条件に応じて教育環境を充実させることができる施設整備	2
2 将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備	2
3 ライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備	2
第4章 町田市立学校 施設機能別整備方針	
I 学校施設整備の検討条件	
1 学級編制基準について	3
2 学級数及び児童・生徒数について	3
II 小学校	
1 施設構成の基本的な考え方	4
2 施設機能別整備方針	4
(1) 普通教室等	4
(2) 多目的スペース	5
(3) 特別教室	7
III 中学校	
1 施設構成の基本的な考え方	9
2 施設機能別整備方針	9
(1) 普通教室等	9
(2) 多目的スペース	10
(3) 特別教室	11
(4) その他（進路指導室）	12
IV 小・中学校の共通事項	
1 特別支援教育	13
(1) 特別支援学級	13
(2) 特別支援教室	13

2	ICT 環境	14
3	管理諸室	14
	(1) 施設構成の基本的な考え方	14
	(2) 職員室	14
	(3) 校長室	15
	(4) 事務室	15
	(5) 保健室	15
	(6) 用務員室	15
	(7) 倉庫・教材室	15
	(8) 教育相談室	16
	(9) 会議室	16
	(10) 職員用更衣室	16
	(11) 給湯室	16
4	その他諸室	16
	(1) 放送室	16
	(2) 児童・生徒用更衣室	16
	(3) 児童・生徒会室	16
	(4) 保護者活動室（PTA 室）	16
	(5) コミュニティルーム	16
	(6) 学校管理員室	16
5	共有部分	17
	(1) 昇降口	17
	(2) 廊下	17
	(3) 階段	17
	(4) 児童・生徒用トイレ	17
	(5) 手洗い場	17
	(6) 学校ギャラリー	17
	(7) コミュニケーションスペース	18
6	体育施設	18
	(1) 屋内体育施設	18
	(2) 屋外体育施設	18
	(3) プール	18
7	給食施設	19
8	空調設備・換気計画	19
9	駐車場・駐輪場	19
10	防犯・安全対策	19

11	バリアフリー・ユニバーサルデザイン	19
12	防災拠点としての施設整備	20
13	放課後活動	20
14	地域開放・複合化への対応	20
15	木質化	21
16	環境配慮	21
V	容積率超過及び屋外運動場面積不足への対応	
1	容積率超過への対応	22
2	屋外運動場面積不足への対応	22
VI	諸室の構成及び規模の標準	
1	小学校	
(1)	24 学級（オープンスペース有り）	23
(2)	24 学級（オープンスペース無し）	24
(3)	18 学級（オープンスペース有り）	25
(4)	18 学級（オープンスペース無し）	26
2	中学校	
(1)	18 学級	27
(2)	12 学級	28

## 第4章 町田市立学校 施設機能別整備方針

### I 学校施設整備の検討条件

#### 1 学級編制基準について

町田市立学校施設機能別整備方針（以下「整備方針」）における学級編制基準は、1学級あたり下記の児童・生徒数を基準として各施設機能の室数、面積等を検討したものである。

学級編制基準が見直される場合には、その影響を確認し、整備方針に定める各施設機能の室数及び面積等の見直しを行って施設整備を行うこと。

##### (1) 通常学級

###### ①小学校

全学年：1学級あたり35人

###### ②中学校

第1学年：1学級あたり35人

第2学年及び第3学年：1学級あたり40人

##### (2) 特別支援学級

1学級あたり8人

#### 2 学級数及び児童・生徒数について

各施設機能の室数及び面積等を検討するにあたっては、「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」（2020年3月2日 教育委員会決定）において定めた下記の適正規模及び学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて検討したものである。

##### (1) 1学年あたりの望ましい学級数（小学校）

3学級から4学級（1校あたり18学級から24学級）

##### (2) 1学年あたりの望ましい学級数（中学校）

4学級から6学級（1校あたり12学級から18学級）

## II 小学校

### 1 施設構成の基本的な考え方

学級単位の多様な学習活動だけではなく、学年単位の活動または生活指導を充実させたり、児童にゆとりある生活環境を整備するうえでは、普通教室と一体的に使用することができる「オープンスペース」の整備が有効である。このことから、児童数・学級数推計及び学校を建設する用地の条件（面積、形状、関係法令による建築制限等）を踏まえて、オープンスペースを整備した場合でも、本整備方針に定める諸室に必要な室数及び運動場及び体育館を含めた学校施設機能を確保することができる場合には、オープンスペースを整備する。

ただし、児童数・学級数推計及び学校を建設する用地の条件を踏まえて、オープンスペースの整備が困難な場合には、学級単位の多様な学習活動を展開しやすくしたり、児童が最も多くの時間を過ごす普通教室においてゆとりある生活環境をつくるために、普通教室の面積を可能な限り広く整備するものとする。

### 2 施設機能別整備方針

#### (1) 普通教室等

##### ① 普通教室

##### ア 室数

普通教室数は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて決定する。

##### イ 面積等

あ 普通教室の面積は、収納スペースを備えながら多様な学習活動を展開しやすい十分な広さを確保するために、原則として1教室あたり72㎡以上の面積で整備する。

ただし、72㎡以上の面積で普通教室を整備した場合に、児童数・学級数推計及び学校を建設する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件により、普通教室以外に本方針に定める必要な諸室の室数及び運動場及び体育館を含めた学校施設機能を確保することが困難となる場合（以下「必要な室数等の確保が困難となる場合」）には、普通教室の面積は、64㎡以上を目標として可能な限り広い面積で整備する。

い オープンスペースを整備する場合の普通教室の面積は、オープンスペースと普通教室と一体的な使用が可能となることから、原則として1教室あたり68㎡以上の面積で整備する。

う 普通教室の寸法は、一辺の最低の寸法を8m以上とすることを基本として、窓側を側面とした場合の前方と後方の寸法（奥行）を長くすることが望ましい。

ただし、普通教室の奥行を長くした場合に、必要な室数等の確保が困難となる場合にはこの限りではない。

え 児童1人あたりの収納は、登校時の鞆及び下校時において家庭学習で不要な教科書等を含めた学用品<sup>※1</sup>を保管することができる広さを確保する。

ただし、児童の鞆及び学用品は時代に応じて内容、大きさ及び形状等が変化することから、設計時において児童の収納に必要な広さを確認して整備すること。

<sup>※1</sup> 小学校の学用品の例：鞆（ランドセル）、教科書、副読本、資料集、ドリル・問題集、習字セット、絵具セット、算数セット、鍵盤ハーモニカ、裁縫セット、体操着、水筒、粘土など

お 児童の収納スペースは、児童が学用品を自ら管理しやすくするために、普通教室またはオープンスペースと一体的または近接的な位置に優先的に配置するものとし、多様な学習活動を展開する妨げとならないよう配慮するものとする。

か 普通教室の前面及び投影面・掲示面を設置する面には、大型提示装置等の ICT を積極的に活用した多様な学習活動と掲示スペースの確保を両立させるために、原則としてホワイトボードを整備する。

また、普通教室の前面には、指導上の観点から掲示板等の掲示スペースを確保しないものとする。

き 教員の執務及び収納スペースは、普通教室における多様な学習活動を妨げることのないよう、授業準備等に必要となる最小限度のスペースを確保して配置する。

く 普通教室の周辺には、必要な掲示スペースを確保する。

け 普通教室で使用する児童の机及び椅子は、児童の多様な行動及び頻繁な使用に対する耐用性及び安全性を確保しながら、動かしやすく、多様な学習活動が展開しやすいものを選定する。

#### ウ 校内の配置

普通教室の配置は、年度ごとの学級数の変動に対応することに留意しながら、学年ごとの学習活動に配慮した配置とする。

### ②少人数教室

#### ア 室数

習熟度別学習等の学級を分割して授業を行うための少人数教室の室数は、原則として、1校あたり3教室<sup>※2</sup>整備する。

#### イ 面積等

少人数教室は、児童数の変動によって少人数教室以外に使用する場合を想定し、普通教室をはじめとした授業のほか、多目的に使用することができる面積及び設えとする。

#### ウ 校内の配置

少人数教室の配置は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とする。

ただし、児童数の変動によって少人数教室以外に使用する場合があることから、児童等の動線にも配慮した配置とすることが望ましい。

## (2) 多目的スペース

### ①オープンスペース (注) オープンスペースを整備する場合

#### ア 面積等

学級単位の多様な学習活動だけでなく、学年単位の活動または生活指導を充実させるために、オープンスペースの幅は5m以上を確保する。

ただし、幅5m以上のオープンスペースを整備した場合に必要な室数等の確保が困難となる場合には、オープンスペースを整備せず、学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールを複数整備する。

---

※2 第4学年～第6学年を想定

## イ 位置

オープンスペースの位置は、普通教室と連続した位置に配置することを基本とするものとし、学校を建設する用地の面積、形状等の条件を考慮したうえで、各校の実情に応じて決定する。

## ウ 間仕切り

オープンスペースと普通教室の間には、会話や音楽の授業等の遮音、空調効果を考慮して可動式間仕切り（引戸型）を設置する。

また、多様な学習活動を展開しやすくするために、普通教室とオープンスペースが一体空間となるような引戸の収納を確保することが望ましい。

## エ 動線の確保

児童等の移動による音や会話等の遮音や視線を考慮して、原則として動線となる廊下をオープンスペースとは別に整備する。

ただし、オープンスペースが複数の学年の動線とならない場合には、廊下を整備しないことができる。

## ②多目的ホール

### ア 室数

あ オープンスペースを整備する場合には、学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールについて、原則として1校あたり1カ所整備する。

い オープンスペースを整備しない場合には、学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールについて、児童数及び学級数推計を踏まえて、1校あたり2カ所以上整備する。

### イ 面積等

多目的ホールの面積は、児童数及び学級数を踏まえて、原則として普通教室2教室分以上の面積で整備する。

また、多目的ホールの形状についても、学年単位の多様な活動等を展開しやすい形状及び設えとすることが望ましい。

### ウ 校内の配置

多目的ホールの配置は、地域開放や避難所としての利用を想定し、原則として地域開放棟または地域開放区画に配置する。

## ③多目的室

### ア 室数

児童数の増加や指導体制のあり方見直し等によって、普通教室が不足する場合を想定し、普通教室に転用することが容易な多目的室について、原則として1校あたり3教室※<sup>3</sup>整備する。

### イ 面積等

多目的室は、習熟度別学習、外国語科及び外国語活動等をはじめとした授業のほか、普通教室として使用することを考慮した面積及び設えとする。

### ウ 校内の配置

多目的室の配置は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とする。

---

※<sup>3</sup> 第1学年～第3学年を想定



#### ④小空間（クールダウンスペース）

普通教室またはオープンスペースの周辺に、個別の児童が落ち着きを取り戻したり、居場所を確保することができる小空間を配置することが望ましい。

### (3) 特別教室

#### ①共通事項

特別教室の前面には、大型提示装置等の ICT を積極的に活用した多様な学習活動を展開するために、原則としてホワイトボードを整備するとともに、前面には指導上の観点から掲示スペースを確保しないものとする。

#### ②理科室

##### ア 室数

理科室は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて、1校あたり 1 教室から 2 教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

##### イ 面積等

準備室を含めた理科室の面積は、原則として普通教室 2 教室分の面積で整備する。

#### ③音楽室

##### ア 室数

音楽室は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて、1校あたり 1 教室から 2 教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

##### イ 面積等

準備室を含めた音楽室の面積は、楽器等の保管スペースを考慮し、原則として普通教室 2.25 教室分の面積で整備し、防音及び音響に十分配慮するものとする。

##### ウ 校内の配置

音楽室の配置は、原則として他の教室への音の影響を考慮して配置する。

#### ④図工室

##### ア 室数

図工室は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて、1校あたり 1 教室から 2 教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

##### イ 面積等

準備室を含めた図工室の面積は、児童の作品等の保管スペースを考慮し、原則として普通教室 2.25 教室分の面積で整備する。

#### ⑤家庭科室

##### ア 室数

家庭科室は、調理・被服兼用として 1 校あたり 1 教室整備するものとし、隣接した準備室を整備する。

##### イ 面積等

準備室を含めた家庭科室の面積は、原則として普通教室 2 教室分の面積で整備する。

##### ウ 校内の配置

家庭科室は、災害時の炊き出し等で使用することを想定し、地域開放棟または地域開放区画に配置することが望ましい。

## ⑥ラーニングセンター（図書室）

これまでの図書室が有してきた図書やメディアの閲覧スペースに加えて、図書やメディア等を活用しながら多様な学習活動を展開することができるラーニングルームを備えたラーニングセンターを整備する。

### ア 面積等

あ ラーニングセンターの面積は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて、原則として普通教室 3.5 教室分の面積で整備する。

い ラーニングルームには、普通教室では実施することができない多様な学習活動を展開することができる広さ及び設えとするものとし、閲覧スペースとラーニングルームを別の学級が同時に使用できるよう、間仕切り及び遮音等に配慮するものとする。

### イ 校内の配置

ラーニングセンターは、教育活動の拠点であることを基本としつつ、放課後活動または地域開放等または活用することを想定した配置とすることが望ましい。

## IV 小・中学校の共通事項

### 1 特別支援教育

#### (1) 特別支援学級

##### ①室数

知的障がい及び自閉症・情緒障がい学級を設置する学校には、小教室、プレイルーム、教員が授業準備を行う準備室及び専用のトイレ・倉庫を一体的に整備する。

小教室以外の施設機能は1校あたり1カ所整備するものとし、小教室については、学校施設整備時における児童・生徒の就学の状況を踏まえて、学級数の変動に柔軟に対応することができる必要数を整備する。

また、肢体不自由学級を設置する学校の施設機能については、設置校を改築する際に必要な施設機能を個別具体的に検討するものとする。

##### ②面積等

知的障がい及び自閉症・情緒障がい学級を設置する学校の施設機能については、学校施設整備時における児童・生徒の就学の状況を踏まえて、下記の面積で整備する。

ア 小教室は、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備する。

イ プレイルームは、原則として1教室分以上の面積で整備する。

ウ 準備室は、0.5～1教室分の面積を目安として整備する。

エ 特別支援学級のトイレは、児童・生徒が利用しやすい位置に配置するものとし、一体または近接してシャワー設備を整備することが望ましい。

オ 特別支援学級の倉庫は、必要な教材等を保管することができる面積で整備する。

##### ③校内の配置

特別支援学級は、緊急時に速やかに移動することができるよう屋外運動場または昇降口と同じ高さの階において、児童・生徒が通いやすい位置に配置する。

#### (2) 特別支援教室

##### ①室数

特別支援教室を設置する学校には、全体指導室、個別指導室及び教員が授業準備等を行う準備室を一体的に整備する。

個別指導室以外の施設機能は1校あたり1カ所整備するものとし、個別指導室については、学校施設整備時における指導体制を確認して、必要数を整備する。

##### ②面積等

ア 全体指導室は、原則として普通教室1教室分の面積で整備する。

イ 個別指導室は、1室あたり10㎡程度を目安として整備する。

ウ 準備室は、原則として普通教室0.5教室分の面積を目安として整備する。

##### ③校内の配置

特別支援教室は、児童・生徒が通いやすい位置に配置する。

## 5 共有部分

### (1) 昇降口

- ①昇降口は、利用する児童・生徒数や動線に応じた適切な広さ及び位置に整備するとともに、泥や水の侵入を防ぐ設えとする。
- ②地域開放用の昇降口について、地域開放棟または地域開放区画に整備する。

### (2) 廊下

- ①廊下は、明るく見通しのよい形状とするとともに、児童・生徒がゆとりをもって安全に歩行することができる適切な幅を確保する。
- ②中学校において、生徒の収納スペースを廊下に配置する場合には、配置する収納スペースの面積を踏まえた幅を確保するものとする。

### (3) 階段

- ①階段は、利用する児童・生徒数と動線に応じた適切な幅及び位置に整備する。
- ②安全な移動空間とするために、転落、転倒、衝突の防止や階段下からの視線にも配慮した設えとする。

### (4) 児童・生徒用トイレ

- ①児童・生徒用トイレは、明るく児童・生徒が使いやすい空間となるよう整備するものとし、清潔で清掃しやすく、衛生管理に配慮した設えとする。
- ②便器は、原則として洋式便器を整備する。ただし、学校の実情に応じて、和式便器の整備が必要な場合には、必要な箇所に和式便器を整備するものとする。
- ③「みんなのトイレ<sup>※8</sup>」は、防災拠点として使用する体育館及び地域開放棟または地域開放区画の屋外運動場または玄関と同じ高さの階に整備するものとし、校舎の各階に車いす対応トイレを整備する。

みんなのトイレ及び車いす対応トイレの整備にあたっては、性別に関わりなく利用しやすい配置及び配慮を行うものとする。

### (5) 手洗い場

- ①手洗い場は、利用する児童・生徒数や動線及び並ぶスペースにも配慮した適切な広さ及び配置で整備する。
- ②手洗い場の水栓は、衛生管理に配慮したうえで、利用する児童・生徒数や学校生活の実情を踏まえた適切な数で整備する。
- ③小学校における手洗い場のカウンターの高さは、用途<sup>※9</sup>を踏まえて差を設けて配置する。

### (6) 学校ギャラリー

- ①校舎内の共有部分に、児童・生徒の教育活動の成果や学校行事に関連する展示・掲示物、児童・生徒が各教科に興味を持つような展示・掲示物など、多目的な展示・掲示をすることができる学校ギャラリーについて、原則として、学校全体で普通教室1教室分の面積を目安として整備するものとする。
- ②学校ギャラリーの配置は、校舎内の共有部分に分散して配置することができる。

※8 車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方等が利用することができるトイレのこと。車いす対応トイレ、オストメイト対応設備、乳幼児の設備等を整備している。

※9 例：バケツ等の重量のある用具の使用、清掃用具の使用など

## V 容積率超過及び屋外運動場面積不足への対応

「町田市立学校 施設機能別整備方針」（以下「整備方針」）に定める施設機能を整備することを計画した際に、計画した延床面積が学校建設予定地の容積率に基づく建築可能延床面積を上回る場合または屋外運動場の面積の確保が困難となる場合について、原則として下記のとおり対応するものとする。

### 1 容積率超過への対応

学校を建設する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件を踏まえて、主として下記の（１）から（４）の方法を組み合わせ対応する。

ただし、小学校においてオープンスペースを整備した場合に、本整備方針に定める必要な諸室の室数及び運動場及び体育館を含めた学校施設機能を確保することが困難な場合には、オープンスペースを整備せず、学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールを複数整備する。

- （１）共有部分の面積を抑制する。
- （２）児童・生徒数の減少が予測される学校において、多目的室を建設当初は普通教室として使用し、児童・生徒数の減少後に多目的室として使用する。（普通教室数の抑制）
- （３）各諸室のうち、共有可能な諸室を共有する。
- （４）児童・生徒の利用頻度を踏まえて諸室の面積を縮小する。

#### 【縮小の優先順位】

- ① その他諸室
- ② 管理諸室
- ③ 特別教室
- ④ 普通教室、特別支援教育諸室

※諸室面積の標準となる普通教室面積を縮小する。

### 2 運動場面積不足への対応

学校を建設する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件を踏まえて、主として下記の（１）から（３）の方法を組み合わせ対応する。

- （１）プールを整備する場合に、プールを屋上等に整備する。
- （２）屋内体育施設等を重層化して整備する。
- （３）学校用地の地下を活用して整備する。

## VI 諸室の構成及び規模の標準（小学校）

(1) 学級数:24学級（各学年4学級×6学年） ※オープンスペースを整備した場合  
1コマ：72㎡（普通教室、少人数教室、多目的室のみ1コマ68㎡）

区分	教室・スペース	室数	コマ数	備考
① 普通教室	普通教室	24	1	普通教室、少人数教室、多目的室のみ 1コマ68㎡で算定
	少人数教室	3	1	
	多目的室	3	1	
	多目的ホール	1	3	
	オープンスペース	30	※	
② 特別教室	理科室	2	2	準備室含む
	音楽室	2	2.25	準備室含む
	図工室	2	2.25	準備室含む
	家庭科室	1	2	準備室含む
	ラーニングセンター	1	3.5	
③ 特別支援学級 （設置校のみ）	小教室	※	0.5	※整備時の就学の状況に応じて算定
	ブレイルーム(集団学習室)	1	1	
	準備室	1	0.5	
	トイレ、倉庫等		適宜	コマ数は共用部分に含む
④ 特別支援教室	全体指導用教室	1	1	
	個別指導室	※	※	※整備時の指導体制に応じて算定
	準備室	1	0.5	
⑤ 管理諸室	職員室(印刷室等含む)	1	4	特別支援学級・教室の教員数に応じて加算
	校長室	1	0.5	
	事務室	1	0.5	
	保健室	1	1.5	
	用務員室	1	1	
	倉庫・教材室	※	※	総面積は3コマ程度。共用部分に含む。
	教育相談室	1	0.5	
	会議室	1	1	
	教職員用更衣室	2	0.5	シャワースペースおよび休憩スペースを別途加算
給湯室	1	適宜		
⑥ その他諸室	放送室	1	0.5	
	児童用更衣室	6	※	総面積は2コマ程度
	児童会室	1	0.5	
	保護者活動室（PTA室）	1	0.5	
	コミュニティルーム	1	1	
	学校管理員室	1	0.5	
⑦ 給食	調理室・調理員用休憩室	1	※	コマ数は給食を提供する児童数に応じて算定
	配膳室	3	0.5	3階建てを想定し、各階1カ所
⑧ 放課後活動	放課後子ども教室準備室	1	0.5	
	学童保育クラブ	※	※	法令等で定める面積を確保
⑨ 共用部分	昇降口、廊下、階段、トイレ、 手洗い場、倉庫・教材室等	※	※	総面積は1コマ程度。上記共用部分とは別に算定。
	学校ギャラリー			
⑩ 屋内体育施設	体育館	1		
	体育館関係諸室	1		
⑪ 屋外体育施設	屋外体育倉庫	1		
	用具倉庫	1		
⑫ プール	プール関係諸室	1		プールを整備する場合のみ
全体面積(目安)				約12,400㎡

※特別支援学級の設置校においては、全体面積(目安) に必要面積を加算。

## VI 諸室の構成及び規模の標準（小学校）

(2) 学級数:24学級（各学年4学級×6学年）  
1コマ：72㎡

区分	教室・スペース	室数	コマ数	備考
① 普通教室	普通教室	24	1	
	少人数教室	3	1	
	多目的室	3	1	
	多目的ホール	2	3	
② 特別教室	理科室	2	2	準備室含む
	音楽室	2	2.25	準備室含む
	図工室	2	2.25	準備室含む
	家庭科室	1	2	準備室含む
	ラーニングセンター	1	3.5	
③ 特別支援学級 （設置校のみ）	小教室	※	0.5	※整備時の就学の状況に応じて算定
	ブレイルーム(集団学習室)	1	1	
	準備室	1	0.5	
	トイレ、倉庫等		適宜	コマ数は共用部分に含む
④ 特別支援教室	全体指導用教室	1	1	
	個別指導室	※	※	※整備時の指導体制に応じて算定
	準備室	1	0.5	
⑤ 管理諸室	職員室(印刷室等含む)	1	4	特別支援学級・教室の教員数に応じて加算
	校長室	1	0.5	
	事務室	1	0.5	
	保健室	1	1.5	
	用務員室	1	1	
	倉庫・教材室	※	※	総面積は3コマ程度。共用部分に含む。
	教育相談室	1	0.5	
	会議室	1	1	
	教職員用更衣室	2	0.5	シャワースペースおよび休憩スペースを別途加算
給湯室	1	適宜		
⑥ その他諸室	放送室	1	0.5	
	児童用更衣室	6	※	総面積は2コマ程度
	児童会室	1	0.5	
	保護者活動室（PTA室）	1	0.5	
	コミュニティルーム	1	1	
	学校管理員室	1	0.5	
⑦ 給食	調理室・調理員用休憩室	1	※	コマ数は給食を提供する児童数に応じて算定
	配膳室	3	0.5	3階建てを想定し、各階1カ所
⑧ 放課後活動	放課後子ども教室準備室	1	0.5	
	学童保育クラブ	※	※	法令等で定める面積を確保
⑨ 共用部分	昇降口、廊下、階段、トイレ、 手洗い場、倉庫・教材室等	※	※	
	学校ギャラリー			総面積は1コマ程度。上記共用部分とは別に算定。
⑩ 屋内体育施設	体育館	1		
	体育館関係諸室	1		
⑪ 屋外体育施設	屋外体育倉庫	1		
	用具倉庫	1		
⑫ プール	プール関係諸室	1		プールを整備する場合のみ

全体面積(目安) 約11,200㎡

※特別支援学級の設置校においては、全体面積(目安) に必要面積を加算。